第二節　期待損失の取扱い

（期待損失額）

第百二十六条　事業法人等向けエクスポージャー（第百二十九条第三項及び第五項の規定によりスロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及び第百三十一条に規定するデフォルト効果を勘案したものを除く。）、リテール向けエクスポージャー（第百三十一条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。）及び第百四十三条第九項に定めるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第百九十四条第六項に定める$EL_{default}$にEADを乗じた額とする。

2　第百二十九条第三項において、スロッティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に定めるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書の規定に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

区分	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト（パーセント）	五	十	三十五	百	六百二十五

3　第百二十九条第五項において、スロッティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に定めるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じて得た額とする。

区分	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト（パーセント）	五	五	三十五	百	六百二十五

4　第百十二条の規定は、前三項の規定により期待損失額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない標準的手法採用最終指定親会社においては、二千五百パーセントとする。）を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5　第百十四条の規定は、前各項の規定により期待損失額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「第百十二条」とあるのは「第百二十六条第四項により読み替え後の第百十二条」と、「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「算出しなければならない」と、「当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される期待損失額を控除することができる」と読み替えるものとする。

6　前各項に定めのないエクスポージャーの期待損失額は零とする。

（一般貸倒引当金の配分）

第百二十七条　内部格付手法採用最終指定親会社は、信用リスク・アセットの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、一般貸倒引当金の総額を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセットの額の割合で区分しなければならない。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用最終指定親会社又はその連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応するものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用最終指定親会社又はその連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応するものとする。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は、当該信用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

第三節　信用リスク・アセットの額の算出

第一款　内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額

（内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第百二十八条　内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百五十一条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二　内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条の規定を準用して標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

第二款　事業法人等向けエクスポージャー

（事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百二十九条　事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百三十二条に定めるPD、第百三十三条に定めるLGD、第百三十四条に定めるEAD及び第百三十五条に定めるマチュリティ（M）（PDが百パーセントの場合は一とする。以下同じ。）を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率（K）は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数（R）及びマチュリティ調整（b）は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

一　信用リスク・アセットの額＝K×12.5×EAD

二　所要自己資本率（K）＝$\left[LGD\times N\left\{(1-R)^{-0.5}\times G(PD)+\left(\frac{R}{1-R}\right)^{0.5}\times G(0.999)\right\}-EL\right]$

$\times\{1-1.5\times b\}^{-1}\times\{1+(M-2.5)\times b\}$

ただし、零を下回る場合は零とする。

N｛x｝は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、PDが百パーセントの場合は一とする（以下同じ。）。

G（x）は、N｛x｝の逆関数（以下同じ。）

ELは、PDにLGDを乗じた率。ただし、PDが百パーセントの場合は、第百九十四条第六項に定める$EL_{default}$とする（第百三十一条第三項第三号を除き、以下同じ。）。